

令和元年 5 月 2 9 日

議 案
(そ の 1)

5 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第2号

常総市税条例の一部を改正する条例について

常総市税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、個人の市民税における寄附金税額控除に係る必要な条項、用語等の整合を図る改正を行うため、これを提出する。

令和元年 5 月 2 9 日

議 案
(そ の 2)

5 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第3号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、投票管理者、開票管理者等の選挙に係る非常勤特別職の報酬額を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表期日前投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に、「4,750円」を「4,800円」に改め、同表開票管理者の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、介護保険法施行令が改正され、第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅が引き上げられるとともに軽減措置の対象が拡大されたことから、令和元年度及び令和2年度の保険料率を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成32年度まで」を「令和2年度まで」に改め、同項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「30,000円」を「25,200円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に該当する者の令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において前項中「25,200円」とあるのは「38,400円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に該当する者の令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において第2項中「25,200円」とあるのは「45,600円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 改正後の常総市介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第5号

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、水海道あすなろの里について、利用者数の増加を目的として入園料を無料とするほか、施設の使用料の見直しを行うこととし、別表に定める金額を改正するため、これを提出する。

常総市条例第 号

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（昭和54年水海道市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「開園時間は」の次に「，宿泊棟，ロッジ棟又はキャンプ場に宿泊する場合を除き」を加え，同条第3項中「開館時間」を「開園時間」に改める。

第7条第1項中「入園料及び」及び「（以下「使用料」という。）」を削り，同条第2項及び第3項中「及び売店」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 宿泊棟使用料

区分	料金	備考
幼児	1人1泊につき 500円（4歳未満の者は無料）	午後1時から翌日の午前10時まで
小学生及び中学生	1人1泊につき 1,200円	
高校生	1人1泊につき 1,500円	
一般	1人1泊につき 2,000円	

2 ロッジ棟使用料

区分	料金	備考
宿泊使用	1棟1泊につき 8,000円	午後1時から翌日の午前10時まで
時間使用	1棟1時間につき 400円	

3 キャンプ場使用料

区分	料金	備考
テント（1張）	1泊につき 3,000円	午後1時から翌日の午前10時まで

4 和室使用料

1室 1時間につき 300円

5 コート使用料

区分	料金	備考
オールウェ ザーコート	1面1時間につき 500円	

6 釣堀使用料

1人1日につき 500円

7 学習棟使用料

1時間につき 700円

8 体育館使用料

区分	料金	備考
半面	1時間につき 500円	
全面	1時間につき 1,000円	

9 浴室使用料（宿泊棟，ロジ棟又はキャンプ場に宿泊する者（以下「宿泊者」という。）を除く。）

区分	料金	備考
幼児	1人1日につき 200円（4歳未満の者は無料）	小学校就学の始期に達するまでの者
子供	1人1日につき 200円	小学生及び中学生
大人	1人1日につき 400円	高校生以上の者

10 炊事場使用料（ロジ棟，キャンプ場，憩いの森）

(1) 宿泊者（ロジ棟又はキャンプ場に宿泊する者にあつては，宿泊日の午後1時前又は宿泊日の翌日の午前10時後に利用する場合に限る。） 1人1回につき200円（4歳未満の者は無料）

(2) 宿泊者以外の者

区分	料金	備考
幼児	1人1回につき 200円（4歳未満の者は無料）	小学校就学の始期に達するまでの者
子供	1人1回につき 200円	小学生及び中学生
大人	1人1回につき 400円	高校生以上の者

11 作業棟使用料

1時間につき 500円

12 ピザ窯使用料

1回（3時間まで）につき 2,000円

1.3 プール使用料

区分	料金	備考
幼児	1人1日につき 200円（4歳未満の者は無料）	小学校就学の始期に達するまでの者
子供	1人1日につき 200円	小学生及び中学生
大人	1人1日につき 300円	高校生以上の者

1.4 陶芸室使用料

1回（4時間まで） 3,000円

1.5 陶芸窯使用料

1回 7,000円

1.6 附属備品等使用料

1件1,000円以内で市規則で定める額

1.7 その他の使用料

(1) 食堂施設 月額 100,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例第7条の規定による使用料は、この条例の施行の日以後にあすなろの里に入園する者に適用し、同日前に入園し、引き続き同日以後現に入園している者に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第6号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
2723	大輪町1544-2	国生262

提案理由

本案は、鬼怒川緊急対策プロジェクトにより整備された鬼怒川右岸のサイクリングロードについて市道として認定するため、これを提出する。

議案第7号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
5056	水海道高野町4499	若宮戸1118

提案理由

本案は、鬼怒川緊急対策プロジェクトにより整備された鬼怒川左岸のサイクリングロードについて市道として認定するため、これを提出する。

議案第8号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
1968	旧	水海道山田町1129-1	旧	水海道山田町1132-2
	新	水海道山田町1132-1	新	水海道山田町1132-2

提案理由

本案は、水海道山田町地内の路線について、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第9号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西906	旧	古間木341	旧	古間木183
	新	古間木341	新	古間木338-1

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、終点付近の区間が隣接する民有地と一体となっており、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第10号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西1004	旧	古間木1060	旧	古間木1057
	新	古間木1054-8	新	古間木1063

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、終点付近の区間が隣接する民有地と一体となっており、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第 11 号

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例について

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 5 月 29 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，消費税法，地方税法等が改正され，本年 10 月に地方消費税を含む消費税の引上げが予定されていることに伴い，公共下水道使用料の引上げに係る改正を行うため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例

常総市公共下水道条例（平成14年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条第4項後段中「必要があると認めた」を「認める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第25条関係）

1 常総市公共下水道

種類	基本料金（1使用月分）	超過料金（1立方メートルにつき）	
		一般汚水	10立方メートルまで 1,650円
		20立方メートルを超え 30立方メートルまで	176円
		30立方メートルを超え 50立方メートルまで	187円
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	198円
		100立方メートルを超えるもの	209円
一時使用汚水	1立方メートルにつき		220円

2 常総市大生郷特定公共下水道

種類	使用料金
一般汚水	1立方メートルにつき 165円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表の規定は、令和元年10月分以後の公共下水道

使用料について適用し，同年9月分までの公共下水道使用料については，なお従前の例による。

議案第12号

常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、消費税法、地方税法等が改正され、本年10月に地方消費税を含む消費税の引上げが予定されていることから、これに伴う水道使用料の引上げに係る改正を行うほか、水道法施行令等の改正に伴い、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について、政令等と同様の基準に改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例

常総市水道事業給水条例（平成10年水海道市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項及び第15条第2項中「認めた」を「認める」に改める。

第20条第1項中「善良な」を「, 善良な」に改め, 同条第2項ただし書中「認めた」を「認める」に改め, 同条第3項中「第1項の」を「第1項に規定する」に改める。

第23条第1号の表を次のように改める。

基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
水量	金額	水量	金額
10 m ³ まで	1, 885円	10 m ³ を超え30 m ³ まで	242円
		30 m ³ を超え50 m ³ まで	252円
		50 m ³ を超え100 m ³ まで	294円
		100 m ³ 超	345円
臨時用	1 m ³ につき		252円
備考 臨時用とは, 清掃その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。			

第24条中「メーターを」を「, メーターを」に改める。

第25条中「次の」を「, 次の」に改め, 「用途の別がある場合は」を削る。

第27条第1項ただし書, 第28条第1項ただし書及び第29条中「認めた」を「認める」に改める。

第30条第1項中「認めた」を「認める」に, 「によって」を「の規定により」に改める。

第31条第1項及び第34条第2号中「認めた」を「認める」に改める。

第37条第3号中「沈でん池」を「沈殿池」に改める。

第38条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を, 「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては, 修了した後）」を加える。

第39条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前

期課程にあつては，修了した後)」を，「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第23条第1号の改正規定は，令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の常総市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第1号の規定は，令和元年10月分以後の給水使用料について適用し，同年9月分までの給水使用料については，なお従前の例による。改正後の条例第24条ただし書の規定により同月分及び同年10月分の給水使用料を一括して算定するときも，同様とする。

議案第13号

常総市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

常総市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、消費税法、地方税法等が改正され、本年10月に地方消費税を含む消費税の引上げが予定されていることに伴い、水道事業分担金の引上げに係る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

常総市水道事業分担金徴収条例（昭和41年水海道市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「設置条例」という。」を削る。

第3条中「とおり」を「表の左欄に掲げるメーターの口径に応じ、それぞれ右欄に掲げる額」に改め、同条の表を次のように改める。

メーターの口径	分担金の額
13ミリメートルまで	136,200円
20ミリメートルまで	178,100円
25ミリメートルまで	303,800円
30ミリメートルまで	450,500円
40ミリメートルまで	576,200円
50ミリメートルまで	838,100円
75ミリメートルまで	1,885,700円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の加入申込みに係る水道事業の分担金について適用し、施行日前の加入申込みに係る水道事業の分担金については、なお従前の例による。